

令和3年度亶理町立亶理中学校同窓会代議員会

令和3年6月15日(火) 18:00

亶理中学校 会議室

進行: 佐藤徳美副会長

※出席者人数確認・・・21名中 18名出席

1 開 会

2 会長挨拶 小泉武一会長

3 校長挨拶 熊谷正広校長

4 報告・協議

※議長選出

片平洋之氏

※書記及び署名員選出

書記;板橋克典教頭

署名員;安田ひさ子氏 小山のり子氏

第1号議案 令和2年度 事業報告及び収支決算報告承認
及び監査報告承認

第2号議案 令和3年度 事業計画(案)及び収支予算(案)承認

第3号議案 その他
会計を一般収支と積立金収支に分離する件承認

5 その他

6 副会長挨拶 酒井潤一副会長

7 閉 会

くわいせつ

一員親外全生... (Faint header text)

00... (Faint text block)

... (Faint text line)

一六三
八二四

... (Faint text on right side)

... (Faint text block)

... (Faint text block)

一六三

... (Faint text on right side)

署名員 安田ひさ子 (印) 小山のり子 (印)

亘理中学校同窓会 役員名簿

	氏 名	役職等	卒業回	出欠
1	小泉 武一	会長	20	○
2	酒井 潤一	副会長	28	○
3	佐藤 徳美	副会長	34	○
4	伊澤 哲雄	監事	21	○
5	石田 竜也	監事	45	○
6	白石 祥子	常任委員	20	○
7	片平 洋之	常任委員	22	○
8	玉田 俊一	常任委員	22	○
9	坂下 敏明	常任委員	23	○
10	安田 ひさ子	常任委員	27	○
11	齋 義弘	常任委員	32	○
12	奥出 春美	常任委員	32	○
13	宍戸 和博	常任委員	39	○
14	齋藤 真奈美	常任委員	40	○
15	小山 のり子	常任委員	42	○
16	佐藤 みゆき	常任委員	47	×
17	森 義洋	常任委員	49	○
18	戸引 大輔	常任委員	51	×
19	布田 一喜	常任委員	52	○
20	熊谷 正広	参与（校長）	—	○
21	板橋 克典	事務局長（教頭）	—	○

令和3年4月1日～

令和2年度 事業報告

日時・時期	内 容	備 考
R2. 4. 1	令和 3 ² 年度会計開始	
R2. 10. 7	第1回検討会（同窓会の現状、会則の見直し等）	
R2. 11. 5	第2回検討会（会則案の検討等）	
R2. 11. 26	第3回検討会（新会則の検討、決定）	
R3. 1～2.	新会則による常任委員の選任（検討委員）及び承諾	
R3. 2. 18	現会則の施行停止に係る規定の施行 第1回亙理中学校同窓会常任委員会開催 （会長、副会長、監事等の役員を選任）	
R3. 2. 19	新会則の施行	
R3. 3. 2	同窓会入会式 会長，副会長出席	入会137名
R3. 3. 31	令和2年度会計終了（出納閉鎖）	

令和2年度 一般収支決算報告

1 収支

収入総額	105,909 円
支出総額	60,015 円
残 額	45,894 円

残高 45,894 円は次年度へ繰り越します

2 収入の部

項目	R 2 予算額	R 2 決算額	増 減	摘 要
繰越金	37,397	37,397	0	
会費	68,500	68,500	0	会費500円×137名分
その他	3	12	9	利息
合計	105,900	105,909	9	

3 支出の部

項目	R 2 予算額	R 2 決算額	増 減	摘 要
事業費	0	0	0	
事務費	0	8,400	8,400	郵送切手代
会議費	0	1,615	1,615	代議員会資料, お茶
予備費	0	0	0	
積立金	50,000	50,000	0	周年行事用積立金
合計	50,000	60,015	10,015	

令和2年度 積立金収支決算報告

1 収支

収入総額	1,300,000 円
支出総額	- 円
残 額	1,300,000 円

2 収入の部

項目	R 2 予算額	R 2 決算額	増 減	摘 要
繰越金	1,250,000	1,250,000	0	
積立金	50,000	50,000	0	
その他	0	0	0	
合計	1,300,000	1,300,000	0	

3 支出の部


項目	R 2 予算額	R 2 決算額	増 減	摘 要
事務費	0	0	0	
会議費	0	0	0	
予備費	0	0	0	
合計	0	0	0	

会計監査報告書

令和3年5月21日、亘理中学校事務室において「令和2年度亘理中学校同窓会会計」の監査を実施したところ、収支に誤りがなく、帳簿・領収書・通帳ともに適正であったことを報告します。

令和3年6月15日

監事 伊澤 哲雄 

監事 石田 竜也 

令和3年度 事業計画(案)

日時・時期	内 容	備 考
R3. 4. 1	令和3年度会計開始	
R3. 5. 2 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回三役会 ・ 監査2名による、令和2年度会計監査 	
R3. 6. 1 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度代議員会 <p>(議決案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度事業報告 ・ 令和2年度収支決算報告 ・ 監査報告 ・ 令和3年度事業計画 ・ 令和3年度収支予算 ・ その他 	
R3. 6～7.	代議員会等の議事録をHPへ掲載	
R4. 3. 1	同窓会入会式 会長、副会長出席予定	入会164名
R4. 4.()	三役会・令和3年度会計監査	

令和3年度 一般収支予算(案)

1 収支

収入総額	127,900 円
支出総額	127,900 円
残 額	- 円

2 収入の部

項目	R 2 予算額	R 3 予算額	増 減	摘 要
繰越金	37,397	45,894	8,497	
会費	68,500	82,000	13,500	会費500円×164名分
その他	3	6	3	利息
合計	105,900	127,900	22,000	

3 支出の部

項目	R 2 予算額	R 3 予算額	増 減	摘 要
事業費	0	10,000	10,000	入会式
事務費	0	10,000	10,000	郵送切手代
会議費	0	5,000	5,000	代議員会資料, お茶
予備費	0	52,900	52,900	
積立金	50,000	50,000	0	周年行事用積立金へ
合計	50,000	127,900	77,900	

令和3年度 積立金収支予算(案)

1 収支

収入総額	1,350,000 円
支出総額	- 円
残 額	1,350,000 円

2 収入の部

項目	R 2 予算額	R 3 予算額	増 減	摘 要
繰越金	1,250,000	1,300,000	50,000	
積立金	50,000	50,000	0	
その他	0	0	0	
合計	1,300,000	1,350,000	50,000	

3 支出の部

項目	R 2 予算額	R 3 予算額	増 減	摘 要
事務費	0	0	0	
会議費	0	0	0	
予備費	0	0	0	
合計	0	0	0	

亙理中学校同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、亙理中学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と研鑽を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を亙理町字沼頭1番地、亙理中学校内に置く。

(事業)

第4条 本会は、本会則第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員情報の適切な管理と保管
- (2) 母校が主催する諸行事への支援
- (3) 母校の教育事業への支援
- (4) PTA活動への支援
- (5) その他本会の目的を達成するための必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員：亙理中学校を卒業した者
- (2) 特別会員：正会員以外の本校教職員又は教職員であった者

(役員及び定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 参与 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 常任委員 20名以内
- (6) 事務局長 1名

(三役会)

第7条 本会に三役会を置く。

- 2 三役会は、本会則第6条に規定する会長及び副会長、参与をもって構成する。
- 3 三役会は、原則として毎年開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することができる。
- 4 三役会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業報告及び決算に関すること
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) 母校への支援に関すること
 - (4) 常任委員の選任に関すること
 - (5) 会長、副会長、監事の選任に関すること
 - (6) 本会則の改廃に関すること
 - (7) その他三役会が必要と認めたこと
- 5 三役会は、構成員の過半数の出席者をもって成立する。

(役員等の選任)

第8条 会長、副会長及び監事は常任委員より選出し、常任委員会の議を経て選任する。

- 2 参与は、同校の現校長とする。
- 3 事務局長は、同校の現教頭とし会計を兼ねる。

(職務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。加えて、会長は、三役会及び常任委員会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 監事は、本会の会計及び会務の執行状況を監査し、常任委員会において報告する。加えて、監事は、常任委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 常任委員は、常任委員会でその権限に属する事項を審議し、議決にあたる。
- 5 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。加えて事務局長は、重要な事項について会長の諮問に応じ、意見を具申することができる。

(任期)

第10条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員会)

第 11 条 本会に代議員会を置き、本会則第 6 条の役員をもって構成する。

2 代議員会は、本会の最高議決機関であり毎年 1 回開催し会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき又は役員総数の 3 分の 1 以上の要請があったときは、臨時にこれを招集することができる。

3 代議員会の議長は、出席した代議員の中から互選により選出する。

4 代議員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告及び収支決算報告の承認
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 本会則第 4 条に規定する母校への支援策
- (4) 本会則第 6 条に規定する会長、副会長及び監事の選任
- (5) 本会則の改廃
- (6) その他本会に関する重要事項

(定数)

第 12 条 代議員会は、役員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者は出席者とみなす。

(議決)

第 13 条 代議員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、本会則の改廃については、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(議事録の作成及び保管、周知等)

第 14 条 会長は、代議員会の開催、日時及び議決事項等について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会長及び議長の指名する 2 名の代議員会出席者が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

3 会長は、会員から書面による請求があったときは、議事録を閲覧させなければならない。この場合において、会長は、閲覧につき相当の日時及び場所等を指定することができる。

4 会長は、代議員会等で諮られた各種議案等について、母校のホームページ等で広く周知するものとする。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(経費)

第16条 本会の経費は、入会金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(入会金)

第17条 入会金は、一人につき500円とする。これをもって終身会費とする。

(予算及び決算)

第18条 会長は、会計年度終了後速やかに収支決算書を作成し、かつ収支予算案を編成しなければならない。

2 会長は、前項の決算書を作成した後、遅滞なく監事の監査を受けなければならない。

(会計報告)

第19条 本会の収支予算及び収支決算は、代議員会の承認後、本会則第14条第4項の規定に基づきホームページ等で周知するものとする。

附 則

本会則は、令和3年2月19日から施行する。